10月14日 県下一斉に空きかん回収
―環境美化運動にご協力を―

秋の環境美化運動が十月いっぱい実施され、十月十四日県下一斉に空きかん、ゴミ等の回収が行われます。

横越村でも、村と公衆衛生協議会で同日空きかん等の回収を行う予定で、各家庭から最低一人の参加を呼びかけています。

春の空きかん等の回収では村民八〇〇人余りが参加、一トントラックで三八台という大量の空きかん等が回収され、関係者は驚いていました。

〝何んで俺れたちが空きかんを拾わなければならないのか〟という疑問の声もありました。一人一人が公衆道徳心を持っていれば、大勢の人たちの手を煩わすこともなく、きれいな生活環境をいつまでも保つことができるのではないでしょうか。

農地の貸し借りは便利で
安心な農用地利用増進事業で

農用地利用増進事業は、昭和五十六年から実施して早くも四年目を迎え、五十六年から五十九年前期まで五十一㌶の農地の貸し借り（利用権設定）が成立しました。

この事業は、農業委員会が間に入って、農地の貸し借りを中心に、売買・交換などをしたい人の意向を聞いて農地の流動化を促進する事業で、対象農地は村内にある農業振興地域です。

なお貸付要件は、下表のとおり中核農家への貸付け、面的集積に結びつくような形での貸付け、長期的な貸付け、この三点の基本方針に沿って流動化奨励金が交付されます

締切りは
十一月十五日まで

仮申し込みは十月一日から十一月十五日までです。仮申込書の提出は農業委員へ早めに申し込みください。（用紙は農業委員が持っています）

詳しくは、農業委員または農業委員会事務局へ。

やさしさを隣人に…
10月1日➡12月31日 赤い羽根

今年も十月一日から全国一斉に、赤い羽根共同募金運動がはじまりました。

私たちのまわりには、恵まれない生活環境にある人、からだの不自由なかた、寝たきりやひとり暮らしのお年寄りなど、みなさんの協力を必要とする人たちがたくさんいます。

共同募金は、このような人たちが、より幸わせな生活ができるように、みんなが助け合って協力する運動です。

今年の村の募金目標額は、赤い羽根で一、六三二千円、歳末たすけあい運動を含めますと、前年実績の二六%増の二、一八二千円となっています。

〝赤い羽根〟は、やさしさと助け合いの心をあらわしたしるしです。今年も、自治会などを通じてみなさんに共同募金のご協力をいただくことになっています。

貸付要件（10アール当り）

交付要件等 貸付期間	新規の貸付要件	更新（再設定）の貸付要件
1万円 3年以上～6年未満	(1)中核農家への貸付 (2)奨励金の交付対象となったことがない農用地等	
2万円 6年以上～10年未満	(1)中核農家への貸付 (2)奨励金の交付対象となったことがない農用地等	(1)中核農家への貸付 (2)面的集積（60a）以上を満たす場会
3万円 10年以上	(1)中核農家への貸付 (2)奨励金の交付対象となったことがない農用地等	(1)中核農家への貸付 (2)面的集積（60a）以上を満たす場会

横越局 花いっぱい運動実施
特別価格でお届け

家庭や職場を美しい花でいっぱいにしましょう。

ただいま横越郵便局では、花いっぱい運動を実施中です球根や花木を産地から直接みなさんのお手もとに特別価格でお届けします。

詳しい内容は、各家庭に配布しましたチラシをご覧のうえ、お近くの郵便局の窓口から振替用紙を使用され、お申し込みください。

民謡発表会
10月28日 午前10時
横越村公民館で

交通事故の被害者のために No.6
賠償問題の解決のしかた (2)調停

調停は、ちょうど示談と裁判の中間にあたる方法で〝法律上権威のある専門家を仲だちとした、当事者同士の話し合い〟だといえます。

■調停の手続き・費用

手続きは簡単で、損害賠償を請求する相手方の住所を管轄する簡易裁判所に調停を申し立てます。（対人事故は、請求者の住所を管轄する簡易裁判所でも可）

●提出する申立書には、①申立人と相手方の住所・氏名。②事故の内容。③支払いを求める金額（請求額をいくらにするかわからない場合は相当額）をはっきり記載します。

●手数料（収入印紙）は、調停を求める金額に応じて、たとえば

五〇万円…　二、八〇〇円
一〇〇万円…　五、三〇〇円
五〇〇万円…一七、三〇〇円

となっています。請求額がきめられない場合は、さしあたり五、〇五〇円の印紙を納めればよいのです。

■調停の特徴・効力

調停は、調停主任判事一名と調停委員二名以上で構成される調停委員会が当たります。委員会は日をきめて両当事者を呼び出しますが、当事者は出頭する義務があります。

●調停は裁判とちがって、当事者が自由にお互いのいい分を述べることができます。調停委員会は双方のいい分をききながら、折り合いがつくような案を考え、まとめ役につとめてくれます

●裁判とちがって、当事者双方の都合がつきさえすれば毎週でも開いてくれます。また弁護士だけでなく家族や、知人でも代理人にすることができる点も便利です。

●解決案がまとまれば、その内容をもとに調停調書が作成され、これは、確定判決と同じ効力があり、強制執行ができます。

●しかし、調停はもともと一種の話し合いですから、一方が同意しないかぎり成立しませんし、相手が出頭しなければそれまでという弱い面はあります。

待望の下水道供用開始
10月1日から川根谷内地区の一部

川根谷内地区の公共下水道工事が皆さんのご協力により完了し、十月一日から字川下郷、下郷、笊木、上郷の一部で下水道が利用できるようになりました。

供用開始の公示がされると、各家庭内の台所や風呂場、水洗トイレなどの排水を流すため、公共汚水ますに接続するまでの排水設備（個人施工）をすみやかに造られるようご協力をお願いします。

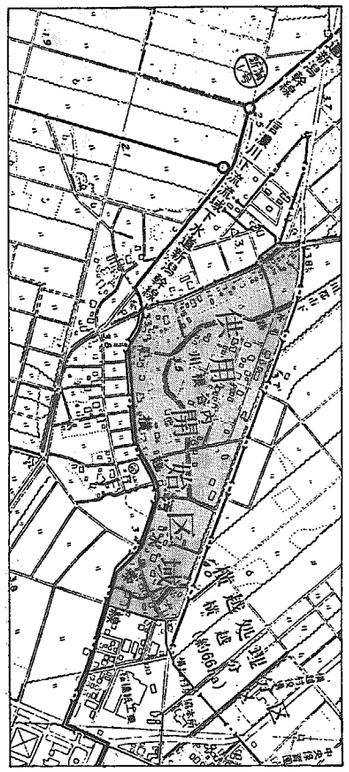

三年以内に水洗トイレに改造を

くみ取り便所は、公示されてから三年以内に水洗トイレに改造するよう法律で義務づけられています。

ところで、すでに水洗化されている浄化槽を使用されているご家庭も、すみやかに浄化槽を廃止し、直接公共下水道に接続していただくことになります。この方が将来のことを考えると経済的にも有利です。

工事費はどのくらいかかる

宅地内の排水設備工事は、個人負担となります。工事費は家屋の状態などによって異なりますが、標準的には二十五万円から三十万円くらいかかります。（大工、左官などの費用は含まれません）

申し込みは指定工事業者へ

排水設備や水洗トイレを造るときは、村長の指定する指定工事業者に依頼しなければなりません。指定工事業者以外では工事ができないことになっています。

指定工事業者と工事契約をしますと、工事の手続きなど皆さんに代っていっさい代行してくれます。

……排水設備のあらまし……

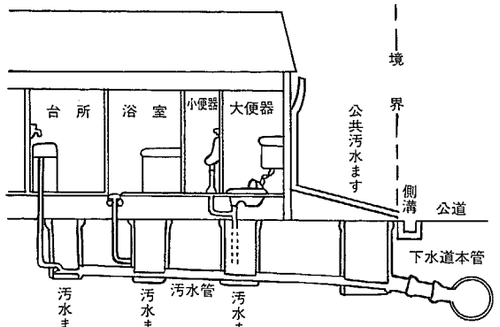

下水道使用料は汚水量はどう計る

下水道の使用を開始しますと処理場や管きょなどの維持管理費として、汚水量に応じて下水道使用料をいただくことになります。

使用料金は、汚水量十立方㍍までが基本料金で、一ヵ月一、一〇〇円です。十一立方㍍以上については超過料金をいただきます。

汚水量は、下水道条例によって、水道使用量を汚水量とみなします。

横越村排水設備等指定工事業者一覧表

工事業者名	所在地	電話
㈱伊藤工業	京ケ瀬村大字窪川原243番地	(025067) 2626
小木工業㈱	亀田町元町3丁目5番43号	82―3171
風間建設工業㈱	〃 砂崩307番地	81―4962
神田設備工業	横越村大字横越3544番地	2369
㈱佐藤工業所	亀田町稲葉2丁目9番1号	81―3507
新設工業所	〃 曙町1丁目1番47号	81―4633
山田水道工事店	横越村大字二本木1257番地の4	81―4614

※詳しいことは、役場建設企業課にお問い合わせください。

水洗化に融資制度があります

村では、水洗トイレが早く行きわたるよう排水設備および水洗トイレ改造工事に必要な資金の融資（大工、左官などの費用は除く）のあっせんをします。また、その利子の一部を補給します。

▽融資あっせんの条件
①処理区域内の建築物の所有者および土地の所有者の同意を得た方。
②村税および下水道受益者負担金を滞納していない方。
③貸付けを受けた資金の返済能力を有する方。
④連帯保証人一名を付すことができる方。

▽融資額
工事一件について三十万円が限度です。

▽融資利率
金融機関と協定した利率となり七・二五%

▽融資時期
工事が終り検査合格後となります。

▽償還方法
最高三十六回の元金均等月賦償還です。

▽利子補給
供用開始した日から一年以内に水洗化した方――利子の半額を補給。